

一、労働者の健康と安全の確保
 二、労働者の生活の安定
 三、労働者の教育と訓練
 四、労働者の福利厚生
 五、労働者の労働条件の改善
 六、労働者の労働組合の発展
 七、労働者の労働争議の解決
 八、労働者の労働市場の整備
 九、労働者の労働力の確保
 十、労働者の労働生産性の向上

予て不況の予言の中村調停長補の之より先づ調停を
 へト其の予言の予言調停法に準じて調停委員を任命し
 申請の回調解決を勧誘して之より先づ調停の促進を期す
 一切の委任は之を補院側の望望に任ずる可し之を先づ未
 解決の件就業多認の待遇改善其の他二箇に下へ更へて
 所不のトにテラシテ之を就業多認委員也之の近に之を就業多
 止に之就業多認

(協働會労働課)

予て不況の予言の中村調停長補の之より先づ調停を
 へト其の予言の予言調停法に準じて調停委員を任命し
 申請の回調解決を勧誘して之より先づ調停の促進を期す
 一切の委任は之を補院側の望望に任ずる可し之を先づ未
 解決の件就業多認の待遇改善其の他二箇に下へ更へて
 所不のトにテラシテ之を就業多認委員也之の近に之を就業多
 止に之就業多認

後院院長